

浜田市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (19年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 18年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
19年度	60,533	34,395,788	151,913	6,222,669	18.1	17.6

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

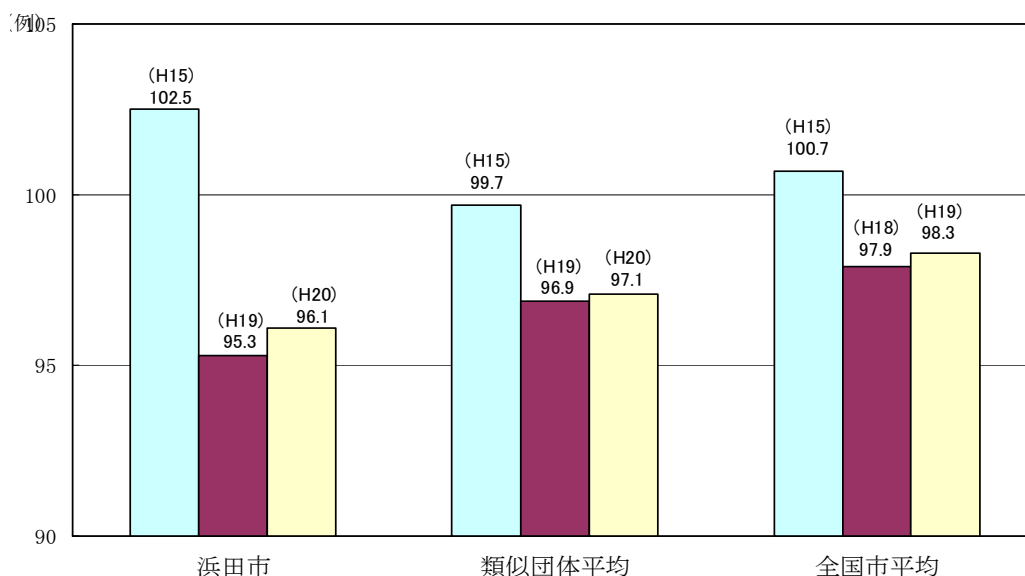
区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A	(参考) 類似団体の平均一人 当りの給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	
19年度	702	2,637,247	357,391	1,046,208	4,040,846	5,756	6,323

- (注) 1 職員手当には退職手当を含んでいません。
2 職員数は、平成19年4月1日現在の人数です。

(3) 特記事項

平成17年10月1日に浜田市、金城町、旭町、弥栄村、三隅町及び浜田地区広域行政組合浜田地区消防本部が合併し、新「浜田市」となりました。合併前の数値は旧浜田市の数値を記載しています。

(4) ラスパイレス指数の状況（平成20年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。
3 平成15年は合併前の浜田市の数値です。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成20年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
浜田市	42.4 歳	324,663 円	369,997 円	346,197 円
島根県	44.1 歳	332,005 円	388,026 円	358,985 円
国	41.1 歳	325,113 円	- 円	387,506 円
類似団体	43.9 歳	340,746 円	398,421 円	373,445 円

②技能労務職

区分	平均年齢	人数	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
浜田市	45.6 歳	67 人	313,513 円	337,603 円	327,864 円
うち清掃職員	51.7 歳	8 人	346,325 円	369,074 円	359,749 円
うち給食調理員	46.6 歳	10 人	315,440 円	327,740 円	323,690 円
うち用務員	43.3 歳	42 人	302,490 円	325,466 円	317,401 円
うち自動車運転手	50.4 歳	7 人	339,400 円	388,552 円	360,164 円
島根県	49.0 歳	268 人	337,925 円	383,995 円	359,764 円
国	48.9 歳	4,784 人	284,679 円	- 円	320,623 円
類似団体	48.3 歳	58 人	311,102 円	341,983 円	328,639 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、20年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものであり、「地方公務員給与実態調査」において明らかにされているものです。
 また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

(2) 職員の初任給の状況（平成20年4月1日現在）

区 分		浜田市	島根県	国
一般行政職	大 学 卒	161,600 円	172,200 円	172,200 円
			161,868 円	
	高 校 卒	140,100 円	140,100 円	140,100 円
			131,694 円	
技能労務職	高 校 卒	137,200 円	146,700 円	137,200 円
			137,898 円	

(注) 島根県の初任給の下段は、特例条例による減額後の額です。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成20年4月1日現在）

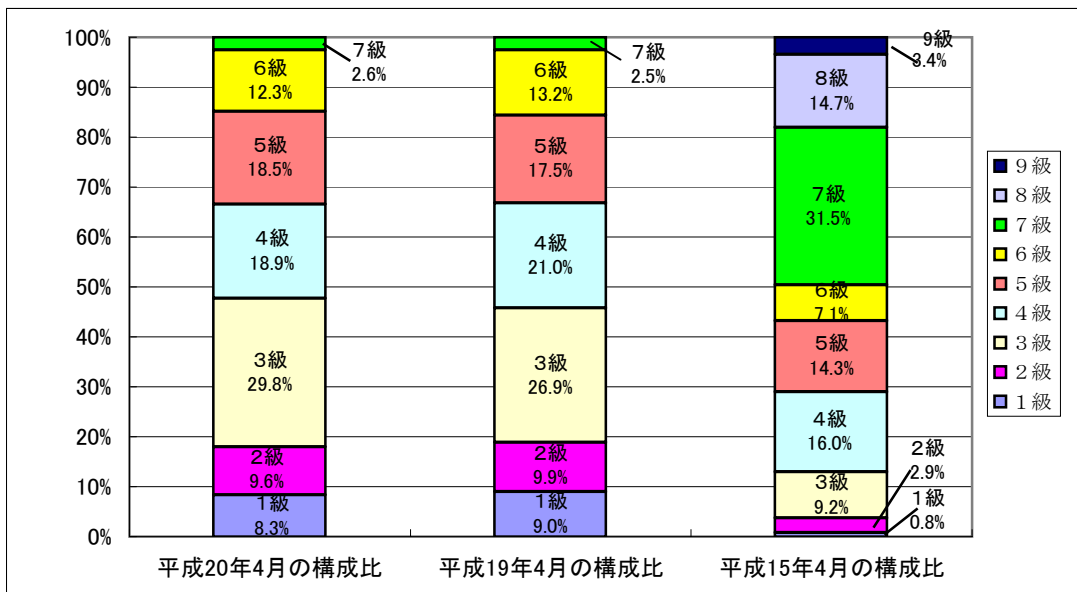
区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大 学 卒	264,942 円	309,850 円	356,067 円
	高 校 卒	218,400 円	263,160 円	320,040 円
技能労務職	高 校 卒	該当なし 円	231,800 円	275,537 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成20年4月1日現在）

区分	職務内容	職員数	構成比
1級	主事、技師の職務	39人	8.3%
	保健師、看護師、保育士、栄養士、理学療法士、作業療法士の職務		
	教諭の職務主事・技師の職務又はこれに相当する職務		
2級	高度の知識又は経験が必要とする主事、技師の職務	45人	9.6%
	高度の知識又は経験が必要とする保健師、看護師、保育士、栄養士、理学療法士、作業療法士の職務		
	高度の知識又は経験が必要とする教諭の職務		
3級	主任主事及び主任技師の職務	140人	29.8%
	主任保健師、主任看護師、主任保育士、主任栄養士、主任理学療法士、主任作業療法士の職務		
	係長、事務長、専門企画員、専門技術員の職務		
	主任教諭の職務		
	教頭の職務		
4級	高度の知識又は経験が必要とする主任主事、主任技師の職務	89人	18.9%
	高度の知識又は経験が必要とする主任保健師、主任看護師、主任保育士、主任栄養士、主任理学療法士、主任作業療法士の職務		
	係長、事務長、専門企画員、専門技術員の職務		
	高度の知識又は経験が必要とする主任教諭の職務		
	教頭の職務		
5級	困難な業務を所掌する係長、事務長、専門企画員、専門技術員の職務（課長補佐を含む。）	87人	18.5%
	困難な業務を所掌する教頭の職務		
	困難な業務を所掌する所長（保育係長）の職務		
6級	次長、室長、課長、所長、各事務局長の局長、副参事の職務	58人	12.3%
	各施設の長の職務		
7級	部長、議会の局長、支所長、参事の職務	12人	2.6%

(注) 浜田市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。



(注) 給料表が平成18年度に9級制から7級制に変更しています。
平成15年4月の構成比は合併前の浜田市の数値です。

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

地方公務員法第40条に基づき、毎年1月1日を評定日として全職員に対して勤務成績の評定を実施しています。
なお、人事評価は試行段階にあるため昇給へは反映していません。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

浜 田 市			国		
1人当たり平均支給額 (19年度) 1,507 千円			1人当たり平均支給額 (19年度) —		
(19年度支給割合) 期末手当 2.8 月分 (1.5) 月分			(19年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 (1.6) 月分		
勤勉手当 1.45 月分 (0.75) 月分			勤勉手当 1.50 月分 (0.75) 月分		
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~15%			(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~20% ・管理職加算 10%~25%		

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

【参考】 勤勉手当への勤務実績の反映状況 (一般行政職)

能力・業績に基づく人事評価は実施していないため、成績率に差を設けず一律に支給しています。

(2) 退職手当 (平成20年4月1日現在)

浜 田 市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置 早期退職優遇措置45歳~ 定年前早期退職特例措置 (2~20%加算) 早期退職優遇制度 (15~30%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)		
1人当たり平均支給額	4,653 千円	26,105 千円			

(注) 平成17年10月1日から、新市において島根県市町村総合事務組合の退職手当制度に加入しています。退職手当の1人当たり平均支給額は、19年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当 (平成20年4月1日現在)

支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度 (支給率)
(医師の調整手当)	13 %	4 人	13 %

※在勤地域に対する地域手当に関しては、該当ありません。

(22年度の制度完成時)

支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度 (支給率)
(医師の調整手当)	15 %	4 人	15 %

(注) 国の制度では、平成22年度での完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引上げることとしています。

(4) 特殊勤務手当（平成20年4月1日現在）

支給実績（19年度決算）			9,751	千円
支給職員1人当たり平均支給年額（19年度決算）			84,054	円
職員全体に占める手当支給職員の割合（19年度）			14.9	%
手当の種類			11	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価	
強制執行手当	強制執行を行った職員	強制執行	1件当たり500円	
防疫作業等従事手当	防疫作業等に従事した職員	防疫作業等	1日につき500円	
火葬場業務従事手当	死体の火葬に従事した職員	火葬	1体につき3,500円	
死体処理手当	死体の処理に従事した職員	死体処理	行旅死亡人1回3,000円 その他1回1,500円	
犬・猫等死体処理手当	犬・猫等の死体収集作業に従事した職員	犬・猫等死体収集	1体につき200円	
危険物取扱手当	法令等の定める資格を有する職員	その資格を有しなければ従事することができない業務に従事した場合	1回につき70円	
危険作業従事手当	ごみ処理施設に勤務する職員	危険作業に従事した場合	1日につき300円	
消防出勤手当	消防職員	火災、救急及び救助業務等災害に出動したとき	1回につき200円 救急救命士は1回100円を加算	
医師手当	医師	診療所での勤務	月額20万円の範囲内	
放射線取扱手当	診療所に勤務する職員（医師を除く）	放射線業務に従事するとき	1日につき230円	
特別派遣手当	島根県後期高齢者医療広域連合派遣職員	島根県後期高齢者医療広域連合での勤務	1月につき在勤地において自ら居住するために借り受ける住宅（貸間を含む。）に係る家賃（使用料を含む。）の月額に相当する額及び2万9,000円の合計額	

(5) 時間外勤務手当

支給実績（19年度決算）	123,693	千円
職員1人当たり平均支給年額（19年度決算）	196	千円
支給実績（18年度決算）	173,369	千円
職員1人当たり平均支給年額（18年度決算）	253	千円

（注） 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含んでいます。

(6) その他の手当（平成20年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（19年度実績）	支給職員1人当たり平均支給年額（19年度決算）
管理職手当	課長級以上の職員に支給 部長級・次長級 給料月額×12/100 課長級 給料月額×10/100	異なる	国は俸給の特別調整額として支給（8～25%）	46,505 千円	511,045 円
初任給調整手当	医療職に限り306,900円の範囲内	同じ		14,731 千円	3,682,800 円
扶養手当	(1) 配偶者 13,000円 (2) 次に該当する扶養親族 ・満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫 ・満60歳以上の父母及び祖父母 ・満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹				

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重度心身障害者 ① 配偶者以外の扶養親族 1人につき6,500円 ② 配偶者がいない場合一人に限り 11,000円 <p>※扶養親族である子のうち、 満15歳に達する日後の最初の 年度から満22歳に達する年度 末まで 1人につき5000円を加算</p>	同じ		103,238 千円	223,459 円
住居手当	<p>(1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む）を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃月額23,000円以下 家賃-12,000円 家賃月額23,000円超 (家賃-23,000円)×1/2 (上限16,000円)+11,000円</p> <p>(2) その所有に係る住宅に居住している世帯主の職員 2,500円</p> <p>(3) 単身赴任手当受給職員で、配偶者が居住するための住宅を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っている職員 (1)の算出額×1/2 (100円未満の端数切捨て)</p>	同じ		39,560 千円	199,799 円
通勤手当	片道2km以上の職員に支給	異なる	交通用具使用者の距離区分が異なる	66,505 千円	107,738 円
	<p>(1) 交通用具使用者 通勤手当一覧表に定める額 2,000円～29,500円/月</p> <p>(2) 公共交通機関使用者 定期券又は回数乗車券当の価額 最高支給限度額 55,000円/月</p> <p>(3) 自転車使用者 2,000円/月</p>				
夜間勤務手当	午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した全時間に対し支給 勤務1時間当たりの給与額× 25/100×勤務時間数	異なる	勤務1時間あたりの給料額の算出方法が異なる	13,773 千円	133,721 円
宿日直手当	宿日直勤務 1回につき4,200円 (5時間未満の場合は1/2) ※医療職 1回につき20,000円 (5時間未満の場合は1/2)	同じ		364 千円	121,400 円
管理職員 特別勤務手当	部長級：6,000円 課長級：4,000円 ※ 6時間を超える場合 部長級：9,000円 課長級：6,000円	異なる	国は俸給の特別調整額として支給 (8～25%)	26 千円	6,500 円
災害派遣手当	国の基準と同様	同じ		— 千円	— 円
単身赴任手当	異動又は公署の移転の直前の住居から異動又は公署の移転の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して困難であると認められ、単身で生活している者 23,000円/月 ※ 100km以上距離に応じた加算有	同じ		276 千円	276,000 円

5 特別職の報酬等の状況（平成20年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給 料			(参考) 類似団体における最高/最低額	
	市長	810,000 円	1,007,000 円 /	492,500 円
	副市長	670,000 円	817,000 円 /	552,000 円
	自治区長	540,000 円	円 /	円
	収入役	590,000 円	681,000 円 /	530,400 円
報 酬	議長	430,000 円	690,000 円 /	330,000 円
	副議長	360,000 円	620,000 円 /	272,300 円
	議員	330,000 円	560,000 円 /	247,500 円
期 末 手 当	市長 副市長、自治区長 収入役	(20年4月現在の支給割合) 3.20月分		
	議長 副議長 議員	(20年4月現在の支給割合) 3.20月分		
退 職 手 当		(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	市長	在職期間1年につき給料月額×500/100	1,620 万円	任期毎に支給
	副市長	在職期間1年につき給料月額×300/100	804 万円	任期毎に支給
	自治区長	在職期間1年につき給料月額×300/100	648 万円	任期毎に支給
	収入役	在職期間1年につき給料月額×270/100	637 万円	任期毎に支給

6 職員数の状況

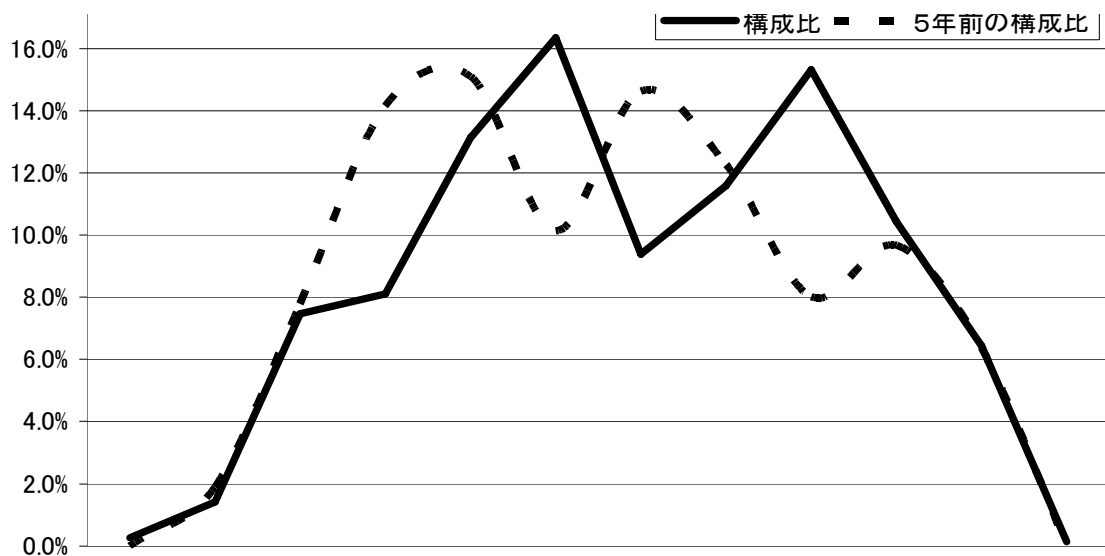
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職員数		対前年 増減数	主な増減理由
		平成19年	平成20年		
一 般 行 政 部 門	議 会	7	7	0	
	総 務	152	151	△ 1	事務の統廃合による減員
	税 務	41	40	△ 1	事務の統廃合による減員
	民 生	84	84	0	
	衛 生	49	47	△ 2	事務の統廃合による減員
	労 働	3	3	0	
	農林水産	50	49	△ 1	事務の統廃合による減員
	商 工	21	23	2	事業充実のための増員
	土 木	72	74	2	事業充実のための増員
	小 計	479	478	△ 1	<参考>人口1万人当たり職員数79.0人
教 育 部 門		111	102	△ 9	事務の統廃合による減員
消 防 部 門		112	112	0	
普 通 会 計 計		702	692	△ 10	<参考>人口1万人当たり職員数114.3人
公 営 会 計 業 部 門 等	病院	12	11	△ 1	事務の統廃合による減員
	水 道	36	30	△ 6	事務の統廃合による減員
	下水道	20	18	△ 2	事務の統廃合による減員
	その他	26	26	0	
	小 計	94	85	△ 9	
合 計		796	777	△ 19	<参考>人口1万人当たり職員数128.4人

(注) この表の職員数は、特別職の職員は含みません。ただし、教育長は含みます。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成20年4月1日現在）



区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	2人	11人	58人	63人	102人	127人	73人	90人	119人	81人	50人	1人	777人

(3) 定員管理の数値目標及び進捗状況

①平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日 職員数	平成22年4月1日 職員数	純減数	純減率
855 人	776 人	79 人	9.2 %

浜田市行財政改革実施計画における「H17～H22定員管理数値目標」

②定員管理の数値目標の年次別進捗状況（実績）の概要

区 分		平成17年 計画開始	平成18年 1年目	平成19年 2年目	平成20年 3年目	平成18年～20年 削減数 計	(参考) 数値目標H22
一般行政	職員数	530	502	479	478	—	
	増 減		△ 28	△ 23	△ 1	△ 52	
教 育	職員数	129	113	111	102	—	
	増 減		△ 16	△ 2	△ 9	△ 27	
消 防	職員数	112	112	112	112	—	
	増 減		0	0	0	0	
公営企業 等 会 計	職員数	84	96	94	85	—	
	増 減		12	△ 2	△ 9	1	
計	職員数	855	823	796	777	—	776
	増 減		△ 32	△ 27	△ 19	△ 78	

(注) 1 計画期間は、17年～22年の5年間で。

2 増減は、各年の欄にあっては対前年比の職員増減数を、計の欄にあっては計画1年目以降現年までの職員増減数の累計を示しています。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実質 収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 18年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
19年度	938,095	42,825	170,039	18.1	19.0

(単位千円)

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A	(参考) 類似団体の平均一人 当りの給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	
19年度	29	111,493	13,751	44,795	170,039	5,863	—

(注) 1 職員手当には退職手当を含んでいません。

2 職員数は、平成19年3月31日現在の人数です。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（平成20年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
浜田市	42.7 歳	320,382 円	449,104 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

浜 田 市		浜 田 市（一般行政職）	
1人当たり平均支給額（19年度）		1人当たり平均支給額（19年度）	
1,544 千円		1,507 千円	
(19年度支給割合)		(19年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.8 月分	1.45 月分	2.8 月分	1.45 月分
(1.5) 月分	(0.75) 月分	(1.5) 月分	(0.75) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～15%		職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5%～15%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（平成20年4月1日現在）

浜 田 市			浜 田 市（一般行政職）		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置 早期退職優遇措置45歳～ 定年前早期退職特例措置（2～20%加算） 早期退職優遇制度（15～30%加算）			その他の加算措置 早期退職優遇措置45歳～ 定年前早期退職特例措置（2～20%加算） 早期退職優遇制度（15～30%加算）		
1人当たり平均支給額 - 千円 24,820 千円			1人当たり平均支給額 4,653 千円 26,105 千円		

(注) 平成17年10月1日から、新市において島根県市町村総合事務組合の退職手当制度に加入しています。退職手当の1人当たり平均支給額は、19年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当（平成20年4月1日現在）

※在勤地域に対する地域手当に関しては、該当ありません。

エ 特殊勤務手当（平成20年4月1日現在）

支給実績（19年度決算）	132 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（19年度決算）	9,435 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（19年度）	48.3 %		
手当の種類（手当数）	3		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
危険物取扱手当	水道技術職(水源係)	危険物の取扱業務に従事したとき	日額70円
緊急出動手当	水道技術職(工務係、水源係)	突発的な事故等に対応するため、時間外又は休日に勤務を命ぜられ当該業務に従事したとき	1回当たり200円
徴収外勤手当	一般行政職、水道技術職(業務係)	水道料金等の徴収を行うため外勤事務に従事したとき	日額200円

オ 時間外勤務手当

支給実績 (19年度決算)	3,847 千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (19年度決算)	148 千円
支給実績 (18年度決算)	3,919 千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (18年度決算)	140 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当 (平成20年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (19年度実績)	支給職員1人当たり平均支給年額 (19年度決算)
管理職手当	課長級以上の職員に支給 部長級・次長級 給料月額×12/100 課長級 給料月額×10/100	異なる	国は俸給の特別調整額として支給 (8～25%)	1,629 千円	543,094 円
扶養手当	(1) 配偶者 13,000円 (2) 次に該当する扶養親族 ・満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫 ・満60歳以上の父母及び祖父母 ・満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹 ・重度心身障害者 ① 配偶者以外の扶養親族 1人につき6,500円 ② 配偶者がいない場合一人に限り 11,000円 満15歳に達する日以後の最初の年度から満22歳に達する年度末まで 1人につき5000円を加算	同じ		4,719 千円	235,952 円
住居手当	(1) 自ら居住するため住宅 (貸間を含む) を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃月額23,000円以下 家賃-12,000円 家賃月額23,000円超 (家賃-23,000円) ×1/2 (上限16,000円) +11,000円 (2) その所有に係る住宅に居住している世帯主の職員 2,500円 (3) 単身赴任手当受給職員で、配偶者が居住するための住宅を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っている職員 (1)の算出額×1/2 (100円未満の端数切捨て)	同じ		1,663 千円	166,324 円
通勤手当	片道2km以上の職員に支給 (1) 交通用具使用者 通勤手当一覧表に定める額 2,000円～29,500円/月 (2) 公共交通機関使用者 定期券又は回数乗車券当の価額 最高支給限度額 55,000円/月 (3) 自転車使用者 2,000円/月	異なる	交通用具使用者の距離区分が異なる	1,760 千円	73,333 円

管理職員 特別勤務手当	部長級：6,000円 課長級：4,000円 ※ 6時間を超える場合 部長級：9,000円 課長級：6,000円	異なる	国は俸給 の特別調 整額とし て支給 (8～ 25%)	－ 千円	－ 円
災害派遣手当	国の基準と同様	同じ		－ 千円	－ 円

8 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 安全衛生管理体制（平成19年度）

(人)

統括安全衛生管理者	選任すべき事業場数	0
	うち選任事業場数	0
安全管理者	選任すべき事業場数	0
	うち選任事業場数	0
衛生管理者	選任すべき事業場数	6
	うち選任事業場数	6
	選任者数	8
安全衛生推進者等	選任すべき事業場数	0
	うち選任事業場数	0
産業医	選任すべき事業場数	6
	うち選任事業場数	6
	選任者数	6
	実選任者数	6
衛生委員会	選任すべき事業場数	6
	うち選任事業場数	6
安全委員会	選任すべき事業場数	0
	うち選任事業場数	0
上のうち安全衛生委員会として設置している事業場		0

(2) 職員互助会事業について

① 事業の概要（平成19年度）

会の名称	浜田市職員互助会		
互助会に対する補助金等の額	10,240,335	円	
公費負担率（事務費等を除く）	33.8	%	
一人当たりの公費の補助金額（事務費等を除く）	8,723	円	
公費充当事業	サークル助成事業 文化講演助成事業	スポーツ交流事業 職員研修助成事業	健康増進事業

② 福利厚生事業に係る予算額等について

平成18年度決算	互助会関係	①福利厚生事業に係る決算額	26,600	千円	
		②①のうち互助会に対する補助金等の額	A	10,515	千円
		③②のうち互助会の事務費・人件費に係るものの額	B	2,544	千円
		④会員による掛金の額	C	14,434	千円
		⑤公費負担率 (A-B) / (A-B+C)		35.6	%
		⑥掛金の算出方法		給料月額	の3.0/1000
		⑦会員1人当たりの補助金額 ((A-B) / 会員数)		9,627	円
平成19年度決算	互助会関係	①福利厚生事業に係る決算額	24,750	千円	
		②①のうち互助会に対する補助金等の額	D	10,618	千円
		③②のうち互助会の事務費・人件費に係るものの額	E	3,622	千円
		④会員による掛金の額	F	13,682	千円
		⑤公費負担率 (D-E) / (D-E+F)		33.8	%
		⑥掛金の算出方法		給料月額	の3.0/1000
		⑦会員1人当たりの補助金額 ((D-E) / 会員数)		8,723	円
平成20年度予算	互助会関係	①福利厚生事業に係る予算額	24,615	千円	
		②①のうち互助会に対する補助金等の額	G	9,072	千円
		③②のうち互助会の事務費・人件費に係るものの額	H	3,766	千円
		④会員による掛金の額	I	13,964	千円
		⑤公費負担率 (G-H) / (G-H+I)		27.5	%
		⑥掛金の算出方法		給料月額	の2.5/1000
		⑦会員1人当たりの補助金額 ((G-H) / 会員数)		6,768	円

(3) 健康診断受診者数（平成19年度）

健康診断の種類	受診者数 (延べ人数)	健康診断の種類	受診者数 (延べ人数)
人間ドック	253 人	特殊 健診	指曲がり症健診 7 人
定期健康診断	564 人		頸肩腕健診 14 人
採用時等健康診断	11 人		VDT作業健診 92 人
臨時嘱託職員健康診断	281 人	B型肝炎予防接種 及び血液検査	130 人

(4) 公務災害の認定状況

区分	認定件数	
	19年度	18年度
公務災害	9 件	13 件
通勤災害	1 件	0 件

(5) 勤務条件に関する措置の要求の状況及び不利益処分に関する不服申し立ての状況（平成19年度）

区 分	状 況
勤務条件に関する措置の要求の状況	該当なし
不利益処分に関する不服申し立ての状況	該当なし